

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年7月2日

【会社名】 ホクシン株式会社

【英訳名】 HOKUSHIN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平良 秀男

【本店の所在の場所】 大阪府岸和田市木材町17番地2

【電話番号】 072(438)0141(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理部長 西丸 義孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府岸和田市木材町17番地2

【電話番号】 072(438)0141(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理部長 西丸 義孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の第65期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円 総額56,707,766円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示しております)

旧定款	新定款
<p>第4条 (機 関)                      当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                      (1) 取締役会                      (2) 監査役                      (3) 監査役会                      (4) 会計監査人</p> <p>第7条 (自己の株式の取得)                      当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第18条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会                      第19条 (員 数)                      当社の取締役は6名以内とする。</p> <p>第20条 (選 任)                      取締役は、株主総会において選任する。                      2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                      3. 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>第21条 (任 期)                      取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                      (新設)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第4条 (機 関)                      当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                      (1) 取締役会                      (2) 監査等委員会                      (3) 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第17条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会                      第18条 (員 数)                      当社の監査等委員である取締役以外の取締役は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>第19条 (選 任)                      (削除)                      取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                      2. 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>第20条 (任 期)                      監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                      2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                      3. 増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条～第24条(条文省略)

第25条 (招集通知)

取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条(条文省略)

第27条 (議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

第28条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(新設)

第5章 監査役及び監査役会

第29条 (員数)

当社は監査役3名以上を置く。

第30条 (選任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条 (補欠監査役の選任に係る決議の効力)

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第33条 (常勤の監査役)

取締役会は、その決議によって、常勤の監査役1名以上を選定する。

第34条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第35条 (招集通知)

監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第21条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名定めることができる。

第22条～第23条(現行どおり)

第24条 (招集通知)

取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条(現行どおり)

第26条 (議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。

第27条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第28条 (常勤監査等委員)

監査等委員会の決議により、常勤監査等委員を若干名選定することができる。

第29条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第30条 (招集通知)

監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

<p>第36条 (決議) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第37条 (議事録) 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第38条 (監査役の責任免除) 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、<u>法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>第6章 計算 第39条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第40条 (剰余金の配当の基準日) 2. 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第41条～第43条(条文省略)</p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第31条 (決議) 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条 (議事録) 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 計算 第33条(現行どおり)</p> <p>第34条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>第35条 (剰余金の配当の基準日) 2. 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</p> <p>第36条～第38条(現行どおり)</p> <p>附則 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第1条 平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除については、<u>同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>
---	--

第3号議案 監査等委員以外の取締役5名選任の件

平良秀男、西丸義孝、入野哲朗、加藤智明及び古谷正美の5名を監査等委員以外の取締役に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

小林一行、太田励及び村松陽一郎の3名を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠監査等委員1名選任の件

寺西慶晃を補欠監査等委員に選任する。

第6号議案 監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件

監査等委員以外の取締役の報酬額及び役員賞与の総額を年額90,000千円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額及び役員賞与の総額を年額30,000千円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	224,815	658	0	(注)1	可決 99.71
第2号議案 定款の一部変更の件	213,634	11,839	0	(注)2	可決 94.75
第3号議案 監査等委員以外の取締役 5名選任の件				(注)3	
平良 秀男	223,660	1,813	0		可決 99.20
西丸 義孝	224,253	1,220	0		可決 99.46
入野 哲朗	224,268	1,205	0		可決 99.47
加藤 智明	207,384	18,089	0		可決 91.98
古谷 正美	224,553	920	0		可決 99.59
第4号議案 監査等委員である取締 役3名選任の件				(注)3	
小林 一行	219,817	5,656	0		可決 97.49
太田 励	224,582	891	0		可決 99.60
村松 陽一郎	211,588	13,885	0		可決 93.84
第5号議案 補欠監査等委員1名選 任の件	224,797	676	0	(注)3	可決 99.70
第6号議案 監査等委員以外の取締 役の報酬額設定の件	224,692	781	0	(注)1	可決 99.65
第7号議案 監査等委員である取締 役の報酬額設定の件	224,578	895	0	(注)1	可決 99.60

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。